

八雲町でパスポート の申請・受取りができます。



海外へ渡航される際、必要となるパスポート（旅券）について、
八雲町に住民登録のある方は、役場本庁舎・落部支所・熊石総合支所の各所で申請ができます。
また、オンライン申請も可能となりました。
紙申請・オンライン申請ともに受取りは役場本庁舎のみとなっていますのでご注意ください。
詳細は、下記のとおりとなります。

申請・受取りについての概要

	紙申請	オンライン申請（一部可能）
申請 受付	役場住民生活課戸籍住民係、落部支所、熊石総合支所 8：30～16：30 （土・日・祝日、年末年始を除く。）	マイナポータルアプリ上 24 時間対応
受取り	役場住民生活課戸籍住民係 8：30～16：30 （土・日・祝日、年末年始を除く。） 申請から2週間程度要します。	役場住民生活課戸籍住民係 8：30～16：30 （土・日・祝日、年末年始を除く。） 申請から2週間程度要します。
申請に 必要な もの	・一般旅券発給申請書 ・戸籍謄本（6ヵ月以内発行） ・写真（6ヵ月以内撮影） ・運転免許証などの本人確認書類 （原本で有効なもの） ・前回取得したパスポート （失効している場合も必ずお持ちください。） ※その他、追加書類が必要になる場合があります。	・マイナポータルアプリ対応の スマートフォン ・マイナンバーカード（署名用電子証明 書の暗証番号（大文字英字と数字含む 6～16桁）が必要です。） ・写真（6ヵ月以内撮影） ・有効なパスポート
備考	・戸籍抄本では受け付けられません。 ・写真の規格、本人確認書類は、裏面参照。	・写真の規格は、裏面参照。

申請のオンライン化について

パスポート窓口に来所せずに申請することができますが、マイナポータルを通じて選択した受取窓口での交付となるため、受取りの際に一度ご本人に役場本庁舎にお越しいただきます。

オンライン申請の場合、顔写真・自署画像の不備、本籍地等の入力誤りのため、申請者に補正を求めるケースが多いです。補正がされるまで申請は保留となりますので、マイナポータルへ届くお知らせを必ずご確認ください。

オンライン申請についての詳細は、外務省 HP をご覧ください。

受取り時に手数料が掛かります

新規に発行されたパスポートは、発行後6ヵ月以内に必ずお受取りください。

パスポートを受取る際は、次の収入印紙、北海道収入証紙が必要ですのでご用意ください。※

町内での主な収入印紙
北海道収入証紙取扱先

◎収入印紙 ― 各郵便局

◎北海道収入証紙

パスポートの種類	手数料（収入印紙＋北海道収入証紙）
10年(18歳以上)	9,300円（7,000円＋2,300円）
5年(18歳未満)※	4,800円（2,500円＋2,300円）
残存有効期間同一	5,800円（3,500円＋2,300円）

※オンライン時の北海道収入印紙については全て 1,900 円になります。

※オンライン申請の方のみ、クレジットカードによるオンライン納付も選択できます。

オンライン納付を希望する場合は、オンライン申請の審査が完了後マイナポータルに通知される納付専用サイトのURLからクレジット情報を入力する必要があります。

（詳細は北海道パスポートセンターHPをご覧ください。）

※18歳未満の方は残像有効期間同一の申請ができないため、氏名の変更等ある場合は新規での申請となります。

※6カ月以内に受取りがない場合、パスポートは失効します。

失効後5年以内に次のパスポートを申請する際には、通常より高い手数料となります。

【注意事項】

- ・八雲町民の方は、渡島総合振興局での申請・受取りが原則できません。
- ・緊急渡航や特別の事情がある場合は、八雲町で申請できませんので、今までどおり北海道パスポートセンターや渡島総合振興局での申請となります。
- ・申請の手続きは代理の方でもできますが、受取りは申請者本人となります（6ヶ月以内）。
- ・郵送による申請・受取りはできません。
- ・団体での申請（5名以上）の場合は、事前に住民生活課戸籍住民係（Tel62-2112）へ連絡願います。

パスポート申請用写真の規格

申請者本人のみを撮影したもの。

正面向き・無帽・無背景・目元、輪郭が隠れていないもの。

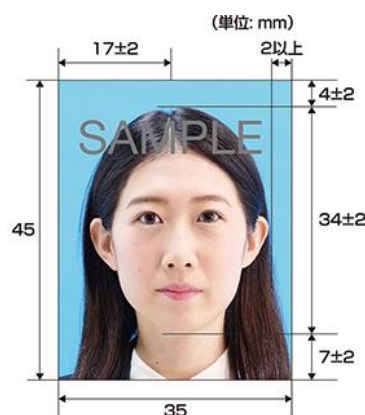
縁なしで左記の寸法を満たしたもの。

顔の寸法は頭頂（髪を含む）からあごまで $34 \pm 2\text{mm}$ 。

カラー、白黒どちらでも可。

規格外の写真は受付できません。

<申請用写真寸法>



写真の裏面下段に名前を記入してください。

【パスポート写真として不適当なもの】

- ×不鮮明なもの（焦点が合っていないもの）・傷や汚れのついたもの
- ×変色したり、明るさやコントラストが不適切なもの
- ×背景と人物の境目がわかりにくいもの・影のあるもの
- ×照明が眼鏡のレンズに反射したもの
- ×平常の顔貌と著しく異なるもの（口を開き歯が必要以上に見えているもの）
- ×サングラス、マスク及び前髪（影を含む）などが目、鼻、口を隠すなど顔が確認しにくいもの
- ×大きなアクセサリや襟、マフラーなどで顔の輪郭が隠れたもの
- ×ヘアバンドなどで頭髪を覆っているもの
- ×写真専用紙以外の用紙に印刷したもの
- ×デジタル写真の場合、シャギー（階段状のギザギザ模様）があったり、画質が不適切なもの など

※写真例は、別添「旅券（パスポート）用写真についてのお知らせ」をご確認ください。

本人確認書類について

原本で有効なもの（コピーは不可）

① 1点でよい書類

日本国旅券（失効後6ヶ月以内のものを含む）、運転免許証、船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証
猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引士証、電気工事士免状、無線従事者免許証
写真付きの官公庁等職員身分証明書、写真付きの住民基本台帳カード、マイナンバーカード（個人番号カード）、
写真付きの身体障害者手帳（写真貼替え防止がなされているもの）

② ①を提示できない場合

A+AまたはA+Bの組み合わせで、2つ提示または提出してください。B+Bの組み合わせはできません。

A

資格確認書、船員保険証、共済組合員証、後期高齢者被保険者証、基礎年金番号通知書、介護
保険被保険者証、国民年金手帳（証書）、厚生年金手帳（証書）、船員保険年金手帳（証書）、共済組合金証
書、恩給証書、印鑑登録証明書（登録印鑑も必要、6ヶ月以内に発行されたもの）

B

本籍地発行の身分証明書、生活保護受給者証明書（パスポート用）

※以上6ヶ月以内に発行されたもの

母子健康手帳（経産婦・妊娠中の方）、身体障害者手帳、被爆者健康手帳、自衛官診療証

重度心身障害・ひとり親（母子・父子）家庭・乳幼児・特定疾患の各医療費受給者証

在学証明書（学校教育法第1条に規定する学校発行のもの）、写真付きの身分証明書（氏名の確
認ができるもの）、資格証明書（国務大臣または都道府県知事発行のもの）

日本国旅券（失効後6ヶ月を経過したもの）

※本人確認書類の氏名・生年月日・性別・よみかた・住所・本籍などが申請書の記述内容と一致しているものに限りします。

※代理人が申請する場合は、申請者本人と代理人それぞれの「本人確認書類」が必要です。

※小学生以下の子どもについては、法定代理人の本人確認書類で代用できます。



○パスポートの申請について不明な点がございましたら、

役場 住民生活課 戸籍住民係 TEL62-2112 まで連絡願います。